

保護樹木等の指定の基準等に関する要綱

(この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、保護樹木等（尼崎市の環境をまもる条例（平成12年12月26日交付 尼崎市条例第51号。以下「条例」という。）第77条に規定する保護樹木等をいう。以下同じ。）の指定の基準等について必要な事項を定めるものとする。

(保護樹木等の指定基準)

第2条 保護樹木等の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- ① 保護樹木等が樹木の場合は、次に掲げる一に該等しなければならない。
 - ア 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートル以上であること。
 - イ 高さが10メートル以上であること。
 - ウ 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上であること。
 - エ はん登性樹木で枝葉の面積が30平方メートル以上であること。
 - オ その他市長が特に必要と認めた基準
- ② 保護樹木等が樹木の集団の場合は、次に掲げる一に該等しなければならない。
 - ア 当該保護樹木等の所在する土地の面積が300平方メートル以上であること。
 - イ その他市長が特に必要と認めた基準

(保護樹木等の指定)

第3条 市長は、保護樹木等の指定を行ったときは、その旨を条例第78条に規定する所有者等（以下「所有者等」という。）に保護樹木等指定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

(保護樹木等標識)

第4条 条例第78条第1項の規定により市長が設置する標識には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 保護樹木等の表示
- ② 樹種又は面積
- ③ 指定番号

(所有者等の保護義務)

第5条 条例第79条第1項の規定により所有者等が負う保護樹木等の保護義務は、次の各号に掲げる行為を行うこととする。

- ① 根囲い及び幹囲い
- ② 病虫害の予防及び防除
- ③ 施肥
- ④ 剪定
- ⑤ 樹勢回復のために行う処理（土壌処理を含む。）
- ⑥ 植生維持のために行う処理
- ⑦ その他市長が必要と認める行為

(所有者等の変更届等)

第6条 条例第79条第2項の規定による届出は、保護樹木等所有者等変更届(第2号様式)を市長に提出して行わなければならない。

2 条例第79条第3項の規定による届出は、保護樹木等滅失等届(第3号様式)を市長に提出して行わなければならない。

3 尼崎市の環境をまもる条例施行規則(平成13年1月30日尼崎市規則第5号)第26条に規定する行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合においては、事後速やかに届出なければならない。

(保護樹木等指定台帳)

第7条 市長は、保護樹木等、当該保護樹木等の所在する土地及び所有者等を明らかにするため、保護樹木等指定台帳を備える。

付 則

この要綱は、平成13年1月30日から実施する。